

議案第 22 号

調布市市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

公営住宅法の一部改正を踏まえ、不正の行為により入居した者から徴収する金銭に係る利息を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市市営住宅条例の一部を改正する条例

調布市市営住宅条例（平成 9 年調布市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 2 号，第 12 条第 3 項，第 22 条第 2 項及び第 26 条第 1 項中「納付」を「納入」に改める。

第 36 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市市営住宅条例第 36 条第 3 項の規定は，この条例の施行の日以後に支払期が到来する使用料に係る利息について適用し，同日前に支払期が到来した使用料に係る利息については，なお従前の例による。